

# 大阪市立梅南中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年5月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、互いに認め合い、「いじめ」のない集団の育成のために「大阪市立梅南中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

### ①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

#### ・人権教育の充実

（仲間を大切にする・相手の立場に立ち共感的に考える・互いに理解し支え合う）

#### ・道徳教育の充実

（人間尊重の精神を根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する）

#### ・体験学習の充実

（自然体験、職場体験、ボランティア体験、福祉体験等を更に充実させる）

#### ・言語活動を重視した特別活動の充実

（生徒会によるあいさつ運動・ボランティア清掃等の活動を充実させる）

### ②未然防止・早期発見のための取組

#### ・日々の観察

（学活や清掃等、教職員が生徒とともに過ごす機会を、積極的に設ける）

#### ・教育相談

（教職員と生徒の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる）

#### ・スクールカウンセリング

（気になる生徒に対して、毎週1回のスクールカウンセリングを活用する）

#### ・いじめ実態調査アンケート

（各月末に実施し、早期発見の手立てとする）

### ③家庭・地域との連携

#### ・PTA実行委員会や懇談会等を通じて、実態・指導方針等の情報交換をする。

（ホームページ等を活用し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う）

### 3. いじめの未然防止の取組

#### ＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善

##### ①学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点

- ・「学校は勉強をするところであること」を生徒や保護者に意義づけする。
- ・教職員が同じ方針で指導にあたり、授業規律を徹底する。

##### ②相互公開授業等「わかる授業」づくりにおいての具体的な取組

- ・国語、数学、英語を中心に、習熟度別少人数授業を実施する。
- ・プロジェクター等のＩＣＴ機器を活用した授業の導入。

##### ③指導力の向上に関する取組

- ・学校協議会による授業参観を年3回程度実施し、教職員の評価を得る。
- ・OJT研究授業や相互参観期間の機会を活用し、お互いの授業を参観する。

#### (2) 自己有用感を高めるために

##### ①一人ひとりが活躍することができる活動を充実させるための取組

- ・通信制高等学校による出前授業及び職業適性診断（1年生）
- ・職場体験学習（2年生）
- ・高等学校による出前授業（3年生）

##### ②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくり

##### ③生徒を認め、讃める指導を充実させるための取組

- ・朝のあいさつ運動
- ・生徒会を中心とした服装改善の取組

#### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

##### ①道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- ・道徳の授業を毎週実施し、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、自分自身の生活や行動を省みる。
- ・日常の学級活動の時間を重視し、他人を思いやる心や人権意識を高揚させ、「いじめ」をしないという人間性豊かな心を育てる。

##### ②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- ・道徳教育、特別支援教育、多文化共生教育の3つを柱とした3年間の人権教育啓発推進計画を立て、相手の人権を尊重し、豊かな心を育てる。

##### ③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- ・教職員に「認められた」という自己有用感を持たせ、生徒との信頼関係を築く。
- ・心通い合うあたたかい学級経営や教育活動を、学年や学校全体で展開し、生徒同士が行動の間違いを指摘し合える環境づくりをめざす。

#### ④情報モラルに関する取組

- ・学年の人権教育の取組や技術科の授業を通じて、悪口や誹謗中傷等のネット上のいじめを防止する。
- ・N I T 情報技術推進ネットワークなどの企業による研修会を、生徒・教職員に対して実施する。

### 4. いじめの早期発見の取組

#### ＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①生徒観察の充実と情報の共有化（ささいな変化に気づくことができる体制づくり）
- ②変化の記録（5W1H…誰が 何を いつ どこで なぜ どのように）
- ③アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
- ④スクールカウンセラー、生活指導支援員、区事業による人材の活用
- ⑤外部機関との連携（西成警察署・こども相談センター・難波サポートセンター等）
- ⑥いじめ相談窓口の周知

○電話教育相談（こども専用）こども自身から悩みなどの相談

電話：06-4301-3140（月から金曜（祝日、年末年始を除く）9時～19時受付）

○24時間電話いじめ相談…毎日24時間いじめに関する相談をお受けします。

電話：0570-0-78310（全国共通）

※一部のIP電話、PHSではつながりませんので、次の番号をご利用ください。

月～金曜 9時～19時（祝日、年末年始を除く）電話：06-4301-3140

### 5. いじめの早期解決の取組

#### ＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- ②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり  
(情報の共有化・教職員の連携等)
- ③被害生徒の保護、加害生徒への指導
- ④警察などの関係機関との連携
- ⑤家庭・地域との連携
- ⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用
  - ・NTTドコモ等のアドバイザーによるネット上のいじめに関する講習会
  - ・大阪府警察本部やアドバイザーが設置する専用相談電話の活用
  - ・大阪府警察本部やアドバイザーから提供される最新情報の共有

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ①いじめ対策委員会

<構成メンバー>

- ・学校長を委員長とする。
- ・主任会と兼ねることで、週に1回情報交換を行う。
- ・管理職・教務主任・生徒指導主事・学年主任・人権教育主担・保健主事

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ②常設の委員会、事案発生時の委員会の設置など

- ・常設の委員会 週に1回の主任会の中で実施する。
- ・事案発生時は、主任会のメンバーに生活指導部長・養護教諭を加える  
また、必要に応じて、当該学級担任も加える。

#### ③校内研修会の実施

- ・校内研修会年間計画に位置づけ実施する。
- ・必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

### 【年間計画】

#### 子ども市会提案『いじめ・いのちを考える日』取組

#### 「LINE 未来財団」の出前授業による「SNS等によるイジメ防止授業」

いじめ対策委員会 年3回

4月 指導方針、指導計画等

9月 情報共有、2・3学期の計画（中間評価）

2月 本年度のまとめ、来年度の課題検討（最終評価）

### 【アンケート調査等】

①生徒対象いじめアンケート調査 年12回（毎月）

②保護者対象アンケート調査 年2回（7月・12月）

③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査  
年2回（2・3学期はじめ）

### 【研修会】

- ・生活指導研修会
- ・人権教育に関する研修会

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学年だより・学級通信などによる情報発信・啓発

- ・学校の様子や情報をタイムリーに発信する。

②学校協議会への提案・協力体制

- ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制を整える。

### ③委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

- ・西成警察署・こども相談センター・難波サポートセンターとの情報交換を日頃から密に行う。

### (3) 取組内容の検証

#### ①P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

- ・取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。

#### ②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法

- ・教職員及び保護者に、取組評価アンケートを実施する。

- ・学校協議会やP T A実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

## 7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、  
速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※以下の①～④について、学校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、  
教頭・生徒指導主事を中心に、日頃から体制を整えておく。

- ①学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ②調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④教育委員会への報告

### ※いじめ発見の際の流れ

訴え・相談  
気づき



学級担任・部活動顧問  
等による聞き取り



管理職・学年主任・生徒指導主事・  
生活指導部長等に報告



いじめ防止対策委員会  
で指導方針の決定



被害生徒への支援  
加害生徒への指導



被害生徒・加害生徒  
の保護者への連絡



学級・学年・部等  
での全体指導